

青色会報

第153号 R4.9.1



夏終わり

なつお

ふうりん

風鈴

青色

寂けに



島田税務署長 着任のごあいさつ

島田税務署長 廣田 泰之



島田税務署管内青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年7月の人事異動で、島田税務署長を拝命いたしました廣田泰之でございます。前任の由倉署長同様、よろしくお願い申し上げます。

当署管内は、江戸時代から東海道の宿場町として栄えた歴史ある地域であり、また、全国有数の品質の茶産地として栄える、風光明媚な自然と温暖な気候に恵まれた、人情味あふれる土地柄と伺っております。このような素晴らしい歴史と環境の地で勤務できますことを大変うれしく思っております。

さて、貴会におかれましては、「青色学級」を中心に記帳説明会、研修会等で正しい記帳や決算の指導を行い、申告納税制度の確立に寄与されていると伺い、大変心強く感じております。

また、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が始まるため、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しております。

事業者の皆様がスムーズにインボイス制度に対応できるようにするためには、事前に登録申請などの準備を進めていただくことが大変重要になりますので、皆様に制度の内容を十分に理解していただけるよう、貴会が主催する説明会等への講師派遣を実施していくなど、緊密に連携を図りながら着実な制度の周知・広報や、丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

私どもは、会員の皆様と十分な意思疎通を図り、従来にも増して皆様との信頼関係を深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政のよき理解者として、一層の御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びにあたり、島田税務署管内青色申告会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

島田税務署統括国税調査官 着任のごあいさつ

個人課税第一部門 統括国税調査官 井上 尋敬



この度の人事異動により、沼津税務署から転任してまいりました。私の出身地は静岡市清水区で、島田税務署の勤務は今回が2度目となります。

歴史があり、自然も豊かな島田税務署の管内で、また勤務できることを大変うれしく思っております。

前任の太田同様よろしくお願いいたします。



知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

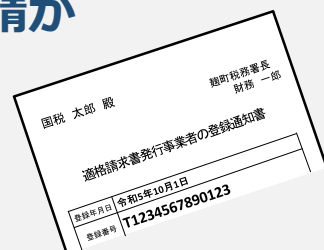
多くの事業者の方が登録申請をされています！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

● 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。

● インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。

● 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース ～

ぬいぐるみ製造業
(免税事業者)

A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？

町の雑貨屋
(課税事業者)

雑貨屋

B社

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス**（適格請求書）を**保存する必要があります**
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前に**インボイス発行事業者**（適格請求書発行事業者）の**登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者**として**消費税の申告が必要**となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問1 仕入税額控除ってなに？

疑問2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問3

申告って、どう計算するの？
課税事業者は、**売上げの10%を納税**しなきゃいけないの？

疑問4

登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問5

インボイスって
どう作ればいいの？



税務・会計・経営・相続・贈与・譲渡の ご相談はお任せください！

島田税務署管内青色申告会会員の税理士の方々です。



事業所紹介
無料掲載募集中！
☎ (0547)37-3918
☎ (0547)34-2105



東海税理士会島田支部

※ご相談内容はお電話でご確認ください。

(敬称略・順不同)

青色申告会 支部名	氏 名	税理士事務所 所在地	電 話
島 田 支 部	櫻 井 兼 司	島田市本通7丁目7639-1 税理士法人サクライ・スズキパートナーズ会計事務所	0547-37-7181
島 田 支 部	鈴 木 民 雄	島田市中溝4丁目10-2	0547-36-6566
島 田 支 部	櫻 井 憲	島田市月坂1丁目7-8	0547-38-1078
島 田 支 部	畑 正 規	島田市中溝町1647-1	0547-36-9583
島 田 支 部	濱 田 行 二	島田市阿知ヶ谷219-6	0547-37-8707
島 田 支 部	杉 本 護	島田市高砂町6921-10	0547-37-6706
島 田 支 部	富 岡 寿 浩	島田市中河町1943-30	0547-37-2182
牧之原支部	飯 塚 貴 穂	牧之原市細江3210-5	0548-22-5330
牧之原支部	櫻 井 敏 明	牧之原市地頭方994-1	0548-58-0870
牧之原支部	畑 義 治	牧之原市静波1747-40	0548-22-6196
牧之原支部	木 村 守 宏	牧之原市静波3372-1	0548-22-5026
牧之原支部	高 橋 世 音	牧之原市福岡169	0548-52-4123
牧之原支部	加 藤 俊 夫	牧之原市細江1980-1 ハイナンエステートビル1F	0548-22-7200
牧之原支部	出 縄 良 人	牧之原市布引原221-1	0548-27-2157
吉 田 支 部	塚 本 雅 士	榛原郡吉田町片岡1708-1	0548-32-0242
吉 田 支 部	知 久 正 博	榛原郡吉田町片岡321-7	0548-32-7054
吉 田 支 部	久保田 則夫	榛原郡吉田町住吉1280-2	0548-32-7144

島田税務署管内青色申告会は 70周年を迎えることができました！

会員皆様に感謝申し上げます。

70周年記念長期貢献会員御芳名

【50年以上継続会員】

(順不同)

(牧之原支部)	パレツツ飯塚	飯塚 高英	様
(牧之原支部)	サ ス キ	木村 俊彦	様
(牧之原支部)	池田屋酒店	鈴木 英樹	様
(牧之原支部)	近藤スポーツ	近藤英次郎	様
(牧之原支部)	河原崎ストアー	河原崎祐次	様
(牧之原支部)	テラー川村	川村てい子	様
(牧之原支部)	マルサ海藻斉田商店	齋田 俊伸	様
(牧之原支部)	戸塚木工所	戸塚 武	様
(牧之原支部)	袴田仏具店	袴田 峻兵	様
(牧之原支部)	不動産賃貸業	西谷 哲男	様
(島田支部)	石野写真館	石野 睦夫	様
(島田支部)	高岡米穀店	高岡 茂三	様
(島田支部)	ウィルマルキュウ	松村 恵寿	様
(金谷支部)	石沢電気店	石澤 昇	様
(川根本町支部)	小坂電気商会	小坂 昌博	様
(養鰻支部)	岩ヶ谷養殖	岩ヶ谷 博	様

【3世代承継会員】

(牧之原支部)	岩倉紙器店	岩倉 洋文	様
(牧之原支部)	大石木工所	大石 晴行	様
(牧之原支部)	大石ふとん店	大石 欽一	様
(牧之原支部)	尾崎拔型	尾崎 修	様
(牧之原支部)	大角歯科医院	大角 俊	様
(牧之原支部)	衣料の小田	小田 知	様
(牧之原支部)	甲州屋	河野美賀子	様
(牧之原支部)	写真のスギヤマ	杉山 賢志	様
(牧之原支部)	白井屋	榛地 徳彦	様
(牧之原支部)	田村輪業	田村 秀勝	様
(牧之原支部)	和洋菓子 ふう助	山村 英之	様
(牧之原支部)	栗山石油店	栗山総一郎	様
(牧之原支部)	門前増田畳店	増田 敏春	様
(島田支部)	芦田畳店	蘆田 友幸	様
(島田支部)	細島屋本店	鈴木 周治	様
(島田支部)	小島屋	平林 清子	様
(島田支部)	ヘアーサロン美友来	村松八千代	様
(金谷支部)	竹半商店	竹内ヒサ子	様
(川根支部)	小山薬店	小山千代子	様
(川根本町支部)	こやぶ園茶舗	小藪 久幸	様
(川根本町支部)	静岡岡屋	中村 弘司	様

◆◆事務局からのお知らせ◆◆

【青色学級】 消費税インボイス制度説明会

島田税務署・島田税務署管内青色申告会 共催

講師：島田税務署 指導担当官

令和5年10月1日からインボイス制度が実施されます。
既にインボイス制度をご理解いただいていますでしょうか？

個人事業者にとって重要なインボイス制度の説明会を今年度は
5回開催いたします。ご都合の良い日程の会場へご参加ください。

●インボイス制度の内容についてご不明な点等ございましたら、当日ご質問ください。

※現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるか検討するためにも重要な説明会です
ので、万障繰り合わせの上、ご参加ください。

無料



日 時	開 催 場 所
令和4年 7月27日(水) 午後1:30~午後3:30	島田市プラザおおるい(消)
令和4年 8月24日(水) 午後1:30~午後3:30	島田市生きがいセンター夢づくり会館(消)
令和4年 9月15日(木) 午後1:30~午後3:30	島田市生きがいセンター夢づくり会館
令和4年10月19日(水) 午後1:30~午後3:30	島田市プラザおおるい
令和4年11月16日(水) 午後1:30~午後3:30	島田市生きがいセンター夢づくり会館

※参加申込書は別途、機関誌「BLUE RETURN」と一緒に送付致しますので、お申込みください。

パソコン会計ソフト
ブルーリターンA

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

はじめるなら“**BR A**”でバッチリでしょ！！

消費税軽減税率制度・インボイス制度・青色申告特別控除額の税制改正につき
パソコン会計をおすすめ致します！！

サクサク
できる！

初心者にもやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

●消費税改正にも対応！●減価償却費も自動計算！

●家事按分もできます！●決算・申告も楽々簡単！

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局

0547-37-3918



青色申告会の3つの共済制度で**ケガ・病気・天災**に備えましょう！

万が一、ケガや病気になった場合に備えていますか？

お問合せ先＝青色申告会事務局(0547-37-3918)

全青色傷害

ケガの死亡・入院・通院
(通院・入院は1日目より給付)

新規加入 **75才6か月**迄
1口月額1,250円

全青色共済

全青色共済+傷害特約
(病気もケガも対象)

新規加入 **70才6か月**迄
月額1,000円(経費)

疾病入院補償

病気の入院・手術・放射線治療
(日帰り入院・日帰り手術も対象)

新規加入 **64才**迄
月額460円～3,740円(生命保険料控除)